

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 2 5 号

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則（昭和24年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2号中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当又は同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に改める。

第18条第1項中「第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当にあつては就業促進手当支給申請書（就業手当分）

（第10号様式）に管轄公共職業安定所の長、特定地方公共団体（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）の長又は職業紹介事業者（職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。）（以下「管轄公共職業安定所の長等」という。

）及び事業主の、同号ロ」を「第56条の3第1項第1号」に、「第10号様式の2）に管轄公共職業安定所の長等及び事業主の、同号ロ」を「第10号様式）に管轄公共職業安定所の長、特定地方公共団体（職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）の長又は職業紹介事業者（職業安定法第4条第10項に規定する職業紹介事業者をいう。）（以下「管轄公共職業安定所の長等」という。）及び事業主の、同号」に、「第10号様式の3」を「第10号様式の2」に、「第10号様式の4」を「第10号様式の3」に改め、同項ただし書中「就業促進手当支給申請書（就業手当分）及び」を削り、「同項第1号イ又はロ」を「同項第1号」に改める。

様式目次中

「

10	就業促進手当支給申請書（就業手当分）	第18条第1項
----	--------------------	---------

10の2	就業促進手当支給申請書（再就職手当分）	第18条第1項
------	---------------------	---------

を

「

10	就業促進手当支給申請書（再就職手当分）	第18条第1項
----	---------------------	---------

に、「10の3」を「10の2」に、「10の4」を「10の3」に改める。

第10号様式を削り、第10号様式の2を第10号様式とし、第10号様式の3を第10号様式の2とし、第10号様式の4を第10号様式の3とする。

第16号様式（裏）、第17号様式（裏）及び第18号様式（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第16号様式（裏）、第17号様式（裏）及び第18号様式（裏）の改正規定は、同年6月1日から施行する。